

林業信用保証業務に係る貸付業務細則

平成15年10月3日
独信基(307)平成15年第20号 制定
平成18年6月8日
独信基(303)平成18年第478号 制定
平成23年4月6日
独信基305平成23年度第4号 改正
平成27年5月1日
独信基303平成27年度第10号 改正
平成28年11月7日
独信基303平成28年度第35号 改正

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）第36条の規定に基づき、業務方法書第24条の都道府県への貸付業務の運営に関し、同条の規定により定められた林業信用保証業務に係る貸付業務要領（以下「貸付業務要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付金の定義)

第2条 貸付業務要領第2条に規定する長期貸付、起債前貸及び短期貸付とは、それぞれ、二会計年度以上にわたる貸付け、長期貸付が行われるまでのつなぎとしての貸付け及び同一会計年度内において償還が行われる貸付けをいう。

(資金借入予定申込書の受理)

第3条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「基金」という。）は、貸付業務要領第5条の規定による資金の借入れの申込みをしようとする都道府県から、あらかじめ、翌事業年度の資金の借入れ予定についての資金借入予定申込書（様式融第1号）の提出を毎年2月末日までに受けるものとする。

(資金貸付計画の通知)

第4条 基金は、前条の資金借入予定申込書に基づいて、翌事業年度の資金の貸付計画を策定するものとする。

2 基金は、前項の計画を策定したときは、これに基づいて、資金借入予定申込書を提出した都道府県に対し、資金貸付計画通知書（様式融第2号）を送付するものとする。

(資金借入申込書の受理)

第5条 基金は、都道府県から資金の貸付けを受けようとする日の15日前までに貸付業務要領第5条に規定する資金借入申込書（様式融第3号）の提出を受けるものとする。

2 基金は、前項の資金借入申込書の提出を受ける場合は、貸付業務要領第5条に規定する書類のほか、当該資金に係る預託事業に関する予算書の抜粋の提出を受けるものとする。

る。

- 3 貸付業務要領第5条に規定する当該年度において地方債の届出を行うこと又は同意若しくは許可を受けることが確実と認められる書類は、当該貸付に係る地方債に関する予算書の抜粋（議決証明）及び林野庁長官の木材産業等高度化推進資金事業計画承認書の写しとする。

（資金の貸付けの実行）

第6条 基金は、貸付業務要領第6条の規定により貸付決定通知書（様式融第4号）の送付を受けた都道府県から、貸付金送金請求書（様式融第5号）1通及び金銭消費貸借契約証書（様式融第6号）2通の提出を受けるものとする。

- 2 基金は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに金銭消費貸借契約を締結し、当該都道府県が指定する金融機関に貸付金を送金するとともに、金銭消費貸借契約証書1通及び貸付金送金通知書（様式融第7号）を当該都道府県に送付するものとする。

- 3 前項の場合において、当該都道府県が長期貸付の一部について起債前貸を受けているときは、同項の規定により送金する貸付金は、当該契約証書に記載された額から、既に受けた起債前貸の額を差し引いた額とし、基金は、当該送金の際に起債前貸に係る金銭消費貸借契約証書を当該都道府県に返還するものとする。

（資金の借換えの実行）

第7条 基金は、都道府県から資金の借換えを受けようとする日の10日前までに貸付業務要領第7条において準用する第5条の規定による資金借換申込書（様式融第8号）の提出を受けるものとする。

- 2 基金は、貸付業務要領第7条において準用する第6条第1項の規定による資金借換決定通知書（様式融第9号）の送付を受けた都道府県から、資金借換実行請求書（様式融第10号）1通及び金銭消費貸借契約証書2通の提出を受けるものとする。

- 3 基金は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに金銭消費貸借契約を締結し、金銭消費貸借契約証書1通を都道府県に送付するとともに、当該借換え前の貸付金に係る金銭消費貸借契約証書を当該都道府県に返還するものとする。

（貸付契約の変更の申込み及びその承諾等）

第8条 基金は、都道府県が災害その他止むを得ない事情により基金の貸付金に係る償還期限その他の貸付条件について変更しようとするときは、当該都道府県から金銭消費貸借契約変更申込書（様式融第11号）の提出を受けるものとする。

- 2 基金は、前項の書類の提出を受けたときは、速やかに審査し、貸付契約の変更の承諾を決定したときは、金銭消費貸借契約変更書（様式融第12号）を当該都道府県に送付するものとする。

（貸付金の償還）

第9条 基金は、貸付金に係る金銭消費貸借契約に基づく償還について、あらかじめ、償還期日前に当該都道府県に貸付金償還期日通知書（様式融第13号）を送付するものとする。

- 2 都道府県は、遅滞なく償還期日に基金が指定する金融機関に償還金を払い込むものとする。
- 3 基金は、当該償還金により貸付金が完済されたときは、当該貸付金に係る金銭消費貸

借契約証書を当該都道府県に返還するものとする。

(貸付金の期限前償還)

第10条 基金は、貸付業務要領第8条第1項の規定により貸付金の期限前償還を請求する場合は、当該都道府県に貸付金期限前償還請求書(様式融第14号)を送付するものとする。

2 都道府県は、前項の規定により期限前償還の請求を受けたとき又は貸付業務要領第8条第2項の規定により期限前償還をしようとするときは、速やかに当該償還金を基金が指定する金融機関に払い込むとともに、貸付金期限前償還通知書(様式融第15号)を基金に送付するものとする。

3 基金は、当該償還金により貸付金が完済されたときは、当該貸付金に係る金銭消費貸借契約証書を返還するものとする。

(違約金等の徴収)

第11条 基金は、貸付業務要領第9条第1項の規定により違約金を徴収するとき又は都道府県から同条第2項の規定により金融機関から徴収した金額の一部を基金に納付させるときは、当該都道府県に違約金等支払請求書(様式融第16号)を送付するものとする。

2 前項の規定により違約金等の支払いの請求を受けた都道府県は、基金の指定する金融機関に違約金等を払い込むとともに、違約金等送金通知書(様式融第17号)を基金に送付するものとする。

(利息の払込み)

第12条 基金は、貸付業務要領第10条に規定する利息の払込みについては、あらかじめ、利息支払期日の前に利息支払請求書(様式融第18号)を当該都道府県に送付するものとする。

2 都道府県は、遅滞なく支払期日に基金が指定する金融機関に利息を払い込むものとする。

(報告等)

第13条 貸付業務要領第11条の規定による預託事業実行報告書(様式融第19号)の提出は、当該預託の実行の都度、速やかに行うものとする。

2 基金は、特に必要と認めるときは、貸付金に係る預託事業の実行状況等について調査することがある。

附 則

この細則は、業務方法書について主務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この細則の改正は、平成23年4月6日から実施する。

附 則

この細則の改正は、平成27年5月1日から実施する。

附 則

この細則の改正は、平成28年11月7日から実施する。

番 号
年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県(都道府)知事

印

資金借入予定申込書

木材産業等高度化推進資金制度に係る平成 年度の預託事業を下記のとおり実施
したいので、資金借入れ予定の申込みをします。

記

1 預託事業計画

区分 時期別	預託額	資金調達方法		自己資金の財源措置の 内 容
		基金からの 借入資金	自己資金	
第1・ 四半期	千円	千円	千円	
第2・ 四半期				
第3・ 四半期				
第4・ 四半期				
合 計				

2 借入計画

資金 種類 時期別	短期借入		起債前借		長期借入		合 計
	金 額	貸付予定期間 自平成年月日 至平成年月日	金 額	貸付予定期間 自平成年月日 至平成年月日	金 額	貸付予定期間 自平成年月日 至平成年月日	
第1・ 四半期	千円		千円		千円		千円
第2・ 四半期							
第3・ 四半期							
第4・ 四半期							
合 計							

- (注) 1. 資金借入予定申込書は、毎年2月末日までに提出すること。
 2. 借入計画の金額欄については、以下の区分により記入すること。
 ○事業経営改善計画に基づく資金(2倍協調資金)=事②、(3倍協調資金)=事③、(4倍協調資金)=事④
 ○構造改善計画に基づく資金(2倍協調資金)=構②、(3倍協調資金)=構③、
 ○林業経営改善計画に基づく資金(4倍協調資金)=林④

番 号
年 月 日

県(都道府)知事 殿

独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長



資 金 貸 付 計 画 通 知 書

貴県(都道府)から平成 年 月 日付け 第 号をもって借入れ予定の申込みのありました資金について、下記のとおり貸付ける計画でありますので通知します。

記

平成 年度 貸付計画

資金 種類	短 期 貸 付		起 債 前 貸		長 期 貸 付		合 計
	金 額	貸付予定期間 自平成年月日 至平成年月日	金 額	貸付予定期間 自平成年月日 至平成年月日	金 額	貸付予定期間 自平成年月日 至平成年月日	
時期別	千円		千円		千円		千円
第1・ 四半期							
第2・ 四半期							
第3・ 四半期							
第4・ 四半期							
合 計							

第 年 月 日 号

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県 (都道府) 知事

印

資 金 借 入 申 込 書

貴基金から平成 年 月 日付け 第 号をもって資金貸付計画の通知を受けました資金について、下記により借り入れたいので関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 借 入 金 額 金 円也
- 2 借入れの種類
- 3 資 金 の 使 途 林野庁長官から承認を受けた木材産業等高度化推進資金事業計画に基づく資金供給金融機関に対する預託
- 4 借入予定期日 平 成 年 月 日
- 5 償 還 期 日 平 成 年 月 日
- 6 償 還 方 法
- 7 借入れの方法 証 書 借 入
- 8 振込先金融機関及び口座番号
- 9 本資金に係る預託事業計画

預託先 名 称	預 託 予 定 額		預 託 予 定 期 間		備 考
	基金からの 借入資金	自己資金	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	
	千円	千円			
合 計					

(注) 1. 借入れの種類欄には、長期借入、短期借入、起債前借のいずれかを記入すること。
 2. 償還方法欄には、定期償還又は割賦償還のいずれかを記入し、割賦償還の場合は償還計画を具体的に記入すること。
 3. 預託先ごとの預託予定額欄については、以下の区分により記入すること。
 ○事業経営改善計画に基づく資金(2倍協調資金)=事②、(3倍協調資金)=事③、(4倍協調資金)=事④
 ○構造改善計画に基づく資金(2倍協調資金)=構②、(3倍協調資金)=構③
 ○林業経営改善計画に基づく資金(4倍協調資金)=林④
 4. 資金借入申込書は、貸付けを受けようとする日の15日前までに提出すること。

第 号
年 月 日

県 (都道府) 知事 殿

東京都千代田区内神田 1 - 1 - 1 2
独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長 ⑩

貸 付 決 定 通 知 書

貴県 (都道府) から平成 年 月 日付け 第 号をもって
借入れ申込みのありました資金について、下記のとおり貸付けを決定しましたの
で通知します。

記

- 1 貸 付 金 額 金 円也
- 2 貸 付 け の 種 類
- 3 貸 付 金 の 利 率 年 パーセント
- 4 貸 付 年 月 日 平 成 年 月 日
- 5 償 還 期 日 平 成 年 月 日
- 6 償 還 方 法
- 7 貸 付 け の 方 法 証 書 貸 付

第 年 月 日 号

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県 (都道府) 知事

印

貸 付 金 送 金 請 求 書

貴基金から平成 年 月 日付け 第 号をもって貸付決定通知を受けました資金について、下記により送金されるよう金銭消費貸借契約証書2通を添えて請求します。

記

- 1 貸 付 決 定 額 金 円也
- 2 送 金 希 望 年 月 日 平 成 年 月 日
- 3 振 込 先 金 融 機 関 及 び 口 座 番 号

(注) 振込先金融機関及び口座番号欄については、口座名義まで記入すること。

金 銭 消 費 貸 借 契 約 証 書

- 1 金 額 金 円也
- 2 貸付金の種類
- 3 資金の用途 指定金融機関に対する預託
- 4 貸付金の利率 年 パーセント
- 5 貸付日 平成 年 月 日
- 6 償還期限 平成 年 月 日
- 7 償還方法

独立行政法人農林漁業信用基金は、 に対し証書貸付
 けの方法をもって、上記条件及び下記記載の特約条項により金銭を貸し渡
 し、 は、これを受領した。

本契約を証するため、証書2通を作成し、独立行政法人農林漁業信用基
 金及び が各1通を所持する。

平成 年 月 日

住 所 東京都千代田区内神田1丁目1番12号
 甲 独立行政法人農林漁業信用基金
 理 事 長 ⑩

住 所
 乙
 借入者 ⑩

(注) 1. ※印欄には記入しないこと。
 2. 借入者欄には知事印を捺印の上、提出すること。

特 約 条 項

(資金の使途)

第1条 (以下「乙」という。)は、独立行政法人農林漁業信用基金(以下「甲」という。)からの本借入金を林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)及びこれに基づく通知並びに独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書、これに基づく貸付要領及び細則に定めるところに従って、本証書に記載した使途にのみ使用し、他の目的に使用しないものとする。

2 乙は、本借入金の取扱いの状況を経理上明らかにしておくものとする。

(期限前償還)

第2条 乙は、甲が次の各号の1に該当すると認める場合において、甲からの請求を受けたときは、甲の請求するところから従い、本借入金の償還期限にかかわらず、借入金の一部又は全部を期限前償還するものとする。

- (1) 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 甲からの貸付金に係る預託契約の一部又は全部を解約したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がないのに貸付けの条件に違反したとき。

2 乙は、本借入金について預託事業に関する計画の変更その他預託事業実行上の事由により必要がないと認めるときは、借入金の全部又は一部を期限前償還することができるものとする。

(違約金等)

第3条 乙は、本借入金について、償還期日に償還しないとき又は前条第1項に該当する事由が生じ、甲の期限前償還の請求を受けたときは、甲の請求するところから従い償還する金額に対し、償還期日の翌日又は期限前償還の請求理由が発生した日から償還をする日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払うものとする。

2 乙は、預託事業の実施に際し、預託契約違反その他の事由により金融機関から徴収した金額について、甲から貸付けを受けた割合に応じて、その一部を甲に納付するものとする。

(利息の払込み等)

第4条 乙は、本借入金についての利息を毎年9月、3月の各末日及び貸付金の償還期日(当該日が休日に当たるときは、その翌日)に甲に支払うものとし、各支払日に支払うべき利息の計算期間は、貸付日の翌日又は前回利息支払期日の翌日から、次の支払期日又は貸付金の償還期日までの期間とする。

(免責条項)

第5条 乙は、本契約証書が事変、災害、輸送中の事故等やむを得ない事情によって紛失、滅失又は損傷した場合には、甲の帳簿、伝票等の記録に基づいて借入金を償還することを承認する。

(報告)

第6条 乙は、銀行その他の金融機関に対する資金の預託事業の実行状況その他甲が特に必要と認めた事項について、甲に報告するものとする。

(調査)

第7条 乙は、甲が特に必要と認めたときは、貸付金に係る預託事業の実行状況等について調査をしても異議を申し出ないものとする。

(その他)

第8条 この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、甲・乙両者の協議により定めるものとする。

第 年 月 日 号

県（都道府）知事 殿

独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長 ⑩

貸 付 金 送 金 通 知 書

貴県（都道府）から平成 年 月 日付け 第 号をもって
送金請求のありました貸付金について、下記のとおり送金しましたので通知しま
す。

記

貸付番号第 号

貸 付 金 額	金 円也
送 金 年 月 日	平 成 年 月 日
送 金 方 法	
送金取扱金融機関	
振込先金融機関 及び口座番号	
備 考	

第 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県（都道府）知事

印

資 金 借 換 申 込 書

貴基金から貸付番号第 号に係る 金 円也及び貸付番号第 号に係る 金 円也の合計額金 円也を、下記のとおり長期貸付に借換えしたいので関係書類を添えて申込みます。

記

- 1 借 換 金 額 金 円也
- 2 借 入 金 の 利 率 年 パーセント
- 3 借 換 年 月 日 平 成 年 月 日
- 4 償 還 期 日 平 成 年 月 日
- 5 償 還 方 法
- 6 借 入 れ の 方 法 証 書 借 入
- 7 本資金に係る預託事業

預託先 名 称	預 託 予 定 額		預 託 予 定 期 間		備 考
	基金からの 借入資金	自己資金	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	
	千円	千円			

(注) 償還方法欄には、定期償還又は割賦償還のいずれかを記載し、割賦償還の場合は、償還計画を具体的に記載すること。

第 年 月 日 号

県（都道府）知事 殿

独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長 ⑩

資 金 借 換 決 定 通 知 書

貴県（都道府）からの平成 年 月 日付け 第 号をもって借換えの申込みのありました資金について、下記のとおり借換えを決定しましたので通知します。

記

- 1 借 換 金 額 金 円也
- 2 貸 付 金 の 利 率 年 パーセント
- 3 借 換 年 月 日 平 成 年 月 日
- 4 償 還 期 日 平 成 年 月 日
- 5 償 還 方 法
- 6 貸 付 け の 方 法 証 書 貸 付

第 年 月 日 号

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県（都道府）知事

印

資 金 借 換 実 行 請 求 書

貴基金の平成 年 月 日付け 第 号をもって決定通知の
あった資金の借換えについて、別紙の金銭消費貸借契約証書のとおり契約の締結
を請求します。

番 年 月 日 号

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県（都道府）知事

印

金銭消費貸借契約変更申込書

貴基金の貸付番号第 号の貸付金に係る金銭消費貸借契約の一部を、下記のとおり変更したいので申込みます。

なお、変更事項以外の事項は、当初契約のとおりであることを確認します。

記

貸付番号第 号

事 項	内 容	
当 初 借 入 金 額	金	円也
現 在 借 入 残 高	金	円也
借 入 年 月 日	平 成 年	月 日
変 更 事 項	変 更 前 の 表 示	変 更 後 の 表 示
(変更理由)		

番 年 月 日

県 (都道府) 知事 殿

独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長 ⑩

金 銭 消 費 貸 借 契 約 変 更 書

貴県 (都道府) から平成 年 月 日付けご協議のありました貸付番号
第 号の貸付金に係る金銭消費貸借契約変更については、下記のとおり承認
します。

記

貸付番号第 号

事 項	内 容	
変 更 承 認 年 月 日	平 成 年 月 日	
変 更 承 認 番 号	第 号	
当 初 貸 付 金 額	金 円也	
現 在 貸 付 残 高	金 円也	
貸 付 年 月 日	平 成 年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前 の 表 示	変 更 後 の 表 示

番 号
年 月 日

県（都道府）知事 殿

独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長 ⑩

貸 付 金 償 還 期 日 通 知 書

貴県（都道府）に対する貸付番号第 号に係る貸付金の償還期日が下記のとおり到来しますのでご通知します。

追って、期日には遅滞なく償還して下さい。

記

貸付番号第 号

償 還 金 額	金 円也
償 還 期 日	平 成 年 月 日
振 込 先 金 融 機 関 及 び 口 座 番 号	

お 願 い

償還金の送金方法は電信送金扱いとし、償還期日の午前中に当基金の預金口座にかならず入金するよう手続きをお願いします。

番 号
年 月 日

県（都道府）知事 殿

独立行政法人農林漁業信用基金

理 事 長

⑩

貸付金期限前償還請求書

貴県（都道府）に対する貸付番号第 号に係る貸付金について、下記のとおり期限前償還を請求します。

記

貸付番号第 号

貸 付 金 額	金	円也
現 在 の 貸 付 残 高	金	円也
期 限 前 償 還 金 額	金	円也
期 限 前 償 還 後 の 残 高	金	円也
期 限 前 償 還 理 由		
期 限 前 償 還 金 振 込 期 日	平 成	年 月 日
振 込 先 金 融 機 関 及 び 口 座 番 号		

番 年 月 日 号

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県（都道府）知事

印

貸付金期限前償還通知書

貴基金の貸付番号第 号に係る借入金について、下記のとおり期限前償還しましたので通知します。

記

貸付番号第 号

当 初 借 入 金 額	金	円也
期 限 前 償 還 前 の 残 高	金	円也
期 限 前 償 還 金 額	金	円也
期 限 前 償 還 後 の 残 高	金	円也
償 還 年 月 日	平 成	年 月 日
送 金 取 扱 金 融 機 関		
振 込 先 金 融 機 関 及 び 口 座 番 号		
貸付業務要領第8条第2項によるものについてはその理由		

番 年 月 日
号

県（都道府）知事 殿

独立行政法人農林漁業信用基金

理 事 長

⑩

違 約 金 等 支 払 請 求 書

貴県（都道府）に対する貸付番号第 号の貸付金に係る違約金等について、
下記のとおり請求します。

記

貸付番号第 号

当 初 貸 付 金 額	金 円也
現 在 貸 付 残 高	金 円也
違 約 金 等 の 額	元本金 円也について、 平成 年 月 日から支払日までの日数につき年 14.5%の割合による額（貸付業務要領第9条第2 項に該当する場合は、その額） 金 円也
振 込 先 金 融 機 関 及 び 口 座 番 号	
請 求 理 由	

番 年 月 日 号

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県（都道府）知事

印

違 約 金 等 送 金 通 知 書

貴基金の貸付番号第 号の貸付金に係る違約金等について、下記のとおり送金しましたので通知します。

記

貸付番号第 号

当 初 借 入 金 額(A)	金	円也
現 在 借 入 残 高(B)	金	円也
違 約 金 等 支 払 額	金	円也
支 払 年 月 日	平 成 年 月 日	
違約金等計算期間・日数(C)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	(日)
違 約 金 等 計 算 式 (A)又は(B)×14.5%×(C) ×1/365		
送 金 取 扱 金 融 機 関		
振 込 先 金 融 機 関 及 び 口 座 番 号		

(注) 違約金等計算式において、貸付業務要領第9条第2項に該当する場合は、当該計算式とする。

番 年 月 日 号

県 (都 道 府) 知 事 殿

東京都千代田区内神田1丁目1番12号
独立行政法人農林漁業信用基金
理 事 長 ⑩

利 息 支 払 請 求 書

貴県 (都 道 府) に対する貸付金の利息を下記のとおり請求します。

記

- 1 利 息 請 求 額 金 円 也
- 2 利 息 支 払 期 日 平 成 年 月 日
- 3 振 込 先 金 融 機 関
及 び 口 座 番 号
- 4 利 息 計 算 明 細

区 分 \ 貸付番号	第 号	第 号	第 号
当 初 貸 付 金 額 (A)	千 円	千 円	千 円
現 在 貸 付 残 高 (B)	千 円	千 円	千 円
貸 付 金 の 利 率 (C)	年 %	年 %	年 %
利 息 計 算 期 間 ・ (日 数) (D)	自 年 月 日 至 年 月 日 (日)	自 年 月 日 至 年 月 日 (日)	自 年 月 日 至 年 月 日 (日)
利 息 計 算 式 (A) 又 は (B) × (C) × (D) × 1 / 365			
利 息	円	円	円

お 願 い

利息の送金方法は電信送金扱いとし、支払期日の午前中に当基金の預金口座にかならず入金するよう手続きをお願いします。

第 年 月 号 日

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 殿

県（都道府）知事

印

預 託 事 業 実 行 報 告 書

貴基金の貸付番号第 号の貸付けに係る資金を下記のとおり金融機関に預託したので報告します。

記

区 分 預託先名称	預 託 額		預 託 期 間 (自平成 年 月 日 至平成 年 月 日)	預託利率 %
	基金からの 借入資金 千円	自己資金 千円		

(注) 預託先ごとの預託額欄については、以下の区分により記入すること。

- 事業経営改善計画に基づく資金(2倍協調資金) = 事②、(3倍協調資金) = 事③、(4倍協調資金) = 事④
- 構造改善計画に基づく資金(2倍協調資金) = 構②、(3倍協調資金) = 構③
- 林業経営改善計画に基づく資金(4倍協調資金) = 林④